

平成十六年内閣府令第九十八号

外国軍用品審判規則

武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第二百六十九号)第六十条の規定に基づき、外國軍用品審判規則を次のように定める。

(出航禁止命令書)

第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第二百六十九号)第四十条第一項(法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、(平成十六年法律第二百六十九号。以下「法」といいう。)第四十条第一項(法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、(出航禁止命令書)

船舶(法第二条第四号に規定する船舶をいう。)の出航を禁止する場合は、当該船舶の船長等(同条第五号に規定する船長等をいう。次項第一号及び第四条において同じ。)に対し出航禁止命令書を交付して、これを行わなければならぬ。

船舶(法第二条第四号に規定する船舶をいう。)の出航を禁止する場合は、当該船舶の船長等(同条第五号に規定する船長等をいう。次項第一号及び第四条において同じ。)に対し出航禁止命令書を交付して、これを行わなければならぬ。

第二条 前項の出航禁止命令書には、次の事項を記載

し、その写しを当該物件の所持者に交付しなければならない。

(立入検査の事前通知)

(立入検査をする場合には、あらかじめその旨及び検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、法第七十四条の規定により罪となる旨を船長等その他の立ち入りる場所の管理者に通知しなければならない。

(調査官証)

第五条 法第四十一条第三項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(審判廷)

第六条 審判期日における審判は、外國軍用品審判所(以下「審判所」という。)の審判廷で行われる。

ただし、審判所は、必要があると認めると

めることとは、審判に適当な場所を審判廷に定めることができる。

(審判の列席者)

第七条 審判期日には、審判官及び担当事務官

(審判長の命を受け審判の事務を行う事務官をいう。以下同じ。)が列席し、かつ、法第四十一条第二項の規定に基づき審判所の事務官を調査官に指定したときは、当該調査官が出席して審判を開く。

(冒頭手続)

第八条 審判長は、審判手続の始めに、法第四十六条第一項の規定により公告した内容を朗読しなければならない。

(非公開の手続)

第九条 法第四十八条ただし書の規定により審判を非公開とするときは、審判長は、その旨及びその理由を述べなければならない。

(証拠の取調べ)

第十条 法第五十条第一項の規定による証拠の取調べは、審判期日において、これをしなければならない。

(証拠の取調べ)

第十二条 参考人(法第五十条第二項に規定する参考人をいい、第二条第一項第一号の船舶の乗組員その他の関係者を含む。以下同じ。)の審問の申立ては、参考人の国籍、氏名、住所、職業、審問事項及び審問の必要性を明らかにして、これを行わなければならぬ。

(書証の申立て)

第十三条 書証の申立ては、文書を提出し、又はこれを所持する者にその提出を命ずることを申し立て、これを行わなければならぬ。

(書証の提出)

第十四条 検証の申立ては、検証の目的を表示して、これを行わなければならぬ。

(鑑定の申立て)

第十五条 鑑定の申立ては、鑑定事項及び必要性を明らかにして、これを行わなければならぬ。

(鑑定の申立て)

第十六条 審判所は、第十二条の規定により申立てた証拠で、必要がないと認めるものは、採用しないことができる。この場合においては、その理由を示さなければならない。

(証拠の取調べ)

第十七条 参考人は、出頭を命ずる場合は、呼出状を送達して、これを行わなければならない。

(参考人等の出頭)

第十八条 参考人は、出頭するべき日時及び場所

(一) 出頭すべき日時及び場所

は、当該審判官)がこれに認印しなければならない。

二 事件の名称その他これを特定するに足りる事項

三 審問事項

四 その他必要と認める事項

五 前二項の規定は、鑑定人に鑑定を命ずる場合について準用する。

六 参考人又は鑑定人が在廷しているときは、前

三項の規定にかかるらず、直ちに審問し、又は

示しなければならない。

七 (証拠の申立て等に係る申立て)

八 前項の調書は、審判期日において、これを提

出をしようとするときは、次条から第十五条までに規定するところにより、証拠方法及びこれにより証明する事項を表示した文書により申立てをしなければならない。

(個別審問)

九 参考人又は鑑定人を審問するときは、各別に行わなければならぬ。

十 審判長は、後に審問すべき参考人又は鑑定人が在廷するときは、退廷させなければならぬ。ただし、必要があると認めるときは、この限りではない。

(入定審問)

十一 審判長は、参考人又は鑑定人に對して、まず、その人違いでないかどうかを確かめなければならない。

(宣誓)

十二 審判長は、審問前に参考人又は鑑定人に宣誓を命じなければならない。この場合において命令に違反して宣誓をしないときは、法第七十六条第四号の規定により罪となる旨を告げなければならない。

十三 審判長は、宣誓書によつてこれをしなければならない。

(宣誓)

十四 参考人の宣誓書には、良心に従つて眞実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないと誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定の申立て)

十五 鑑定の申立ては、鑑定事項及び必要性を明瞭にして、これを行わなければならぬ。

(鑑定の申立て)

十六 審判所は、第十二条の規定により申立てた証拠で、必要がないと認めるものは、採用しないことができる。この場合においては、合議体を構成する審

判官の一人に命じて証拠の取調べをさせることができ。

ができる。

十七 参考人に出頭を命ずる場合は、呼出状

(参考人の出頭)

十八 官は、調書を作成しなければならない。調書には、証拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

十九 参考人に虚偽の陳述又は虚偽の鑑定

鑑定人に、審問前に虚偽の陳述又は虚偽の鑑定

記載して署名しなければならない。

二十 宣誓は、起立して厳肅にこれを行わなければならぬ。

二十一 参考人に虚偽の陳述又は虚偽の鑑定

記載して署名しなければならない。

二十二 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

二十三 参考人に虚偽の陳述又は虚偽の鑑定

記載して署名しなければならない。

二十四 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

二十五 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

二十六 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

二十七 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

二十八 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

二十九 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十一 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十二 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十三 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十四 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十五 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十六 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十七 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十八 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

三十九 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十一 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十二 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十三 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十四 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十五 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十六 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十七 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十八 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

四十九 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十一 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十二 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十三 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十四 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十五 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十六 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十七 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十八 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

五十九 調査官は、證拠の取調べの結果その他必要な事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、かつ、審判長(前項の規定により合議体を構成する審

判官)

(罰則の告知)

六十

は法第七十三条の規定により罪となる旨を告げ
なければならぬ。
（平川 明吉）

(審半調書)

第二十二条 担当事務官は、審定期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次の事項を記載し、担当事務官がこれに記名押印し、審判長がこれに認印しなければならない。

二 审判を行つた年月日

三　審判を公開しなかつたときは、その旨及び出頭した利害関係者又はその代理人及び立ち会つた通訳人の氏名

四 番問した参考人又は鑑定人の氏名並びにこれら

六五 証拠の申立

七 八 取り調べた文書その他の物件
審判所の行つた決定事項

第二十三条 第十条第三項又は前条の調書には、
書類、算表その他の記載事項を記入する。

2 前項の調書には、毎葉に契印しなければなら
ができる。

（審決書） 第二十九条に規定する審決書に

は、本文及び理由を記載し、合議体を構成するすべての審判官がこれに署名押印し、毎葉に契印しなければならない。

(文書のファクシミリによる提出)
第二十五条 審判手続において提出すべき文書は、去第四一二二二第一項合計二賜ざら九分に其

は、法第四十一条第一項各号に掲げる外々に基づき提出すべきものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

2 ファクシミリを利用して文書が提出された場合は、審判所が受信したときに、当該文書が審判所に提出されたものとみなす。

3 審判長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した文書を提出させることができる。

附則 この府令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

第七号
この省令は、我が国及び国際社会の平和及び
安全の確保に資する二つの目的を等の一部を

改正する法律の施行の日（平成二十九年三月二十九日）から施行する。

<p>別冊付録(第1回審査結果) (第1巻)</p> <p><u>審査官</u></p> <p>審 查 官 印</p> <p>年 月 日施行</p>	<p>(実 業)</p> <p>(官 権)</p> <p>(長、名)</p> <p>年 月 日生</p>
--	--

